



開 会 (午前10時00分)

○委員長 (井戸太郎)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

町長、開会に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

委員の皆さん方には、お忙しい中、文教厚生委員会に御出席をいただきまして本当にありがとうございます。本日の案件は、本定例会で付託されました発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。委員の皆さんには、審査いただきますようお願いを申し上げまして、開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

○委員長 (井戸太郎)

これより会議を開きます。

(ブー)

○委員長 (井戸太郎)

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には植田委員、下中委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての1件であります。

それでは、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本発議の提出者であります山口議員に出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

初日の本会議において、本発議の提出議員より説明を受けておりますので、説明を省略いたします。

これより発議第1号に対する質疑に入ります。下中委員。

○委 員 (下中一郎)

よろしいですか。本発議について、ちょっと当局にお伺いいたします。

補正予算、また初日、また予算委員会等でも明らかになったように、この税率でいくと、発議の税率でいくのには、可能ではあるという発言もございました。しかしながら、今後の医療費の動向、また32年度の見直し等も総合的に

考えると、現行税率でいきたいという旨の答弁だったと思いますけれども、その理解でよろしいですか。

○委員長（井戸太郎）

健康保険課乾主幹。

○健康保険課主幹（乾 充喜）

今おっしゃられたとおりでございます。昨日もお話しさせていただきました。現時点だけを捉えるならば、余剰金を活用して、税率を下げることは可能かと思えます。しかしながら、33年度以降の保険料の見直しが予定される中で、それがどのように推移するかわからない、そういった中でですね、一旦下げて、またあるいは、その時点で、下がれば、それにこしたことはありませんが、上がる可能性もあることから、余り増税、減税を繰り返すっていうのは好ましくないと考えますので、この税率を維持していきたいと考えております。

○委員長（井戸太郎）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

発議者に、山口さんにお尋ねしたいんですが、昨日もおっしゃって、今もおっしゃいましたけれども、当局のほうが発言されましたけれども、上げたり下げたりしたくないというね、この御発言、3年後に下げれるものなら下げるといような中身の御答弁やったというふうに思いますが、この点についてね、どんなふうに山口さん、発議者は受けとめはったかっていうのをちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（井戸太郎）

提出者。

○提出者（山口昌亮）

町の言ってることもわからなくはないですけどもね。この国保税の問題については、平成20年度にね、国の制度が、後期高齢者医療制度ができて、そのときに大幅な引き上げがされました。それが、引き上げ過ぎたがために、相当な黒字になって、基金も最高3億円以上積み上げるということになって、それを、前町長時代に4年連続で引き下げられたと。きのうもおっしゃってましたけども、最後の年については引き下げ過ぎていうのは、私も、結果としてね、そうかなというふうには思います。

ただね、今回の引き上げについては、平成29年度末でもう既に赤字になってましたけれども、当時で2億5,000万、1.6倍の引き上げをした結果ね、そのときの説明と全く違う結果になったわけですよ。これはもう何の弁解も、当局もできないと思いますが、だから、2億5,000万の総額で上げ

でも、まだ累積で2億5,000万の赤字が29年度末で残ると、だから、最低これだけ上げて残るんで、そのあとの2億5,000万の赤字については36年度、平成でいうと、36年度の県統一化の税率になるまでの6年の間で何とか赤字を解消するようにしたいと、こういう説明でした。住民説明会も29年の1月でしたか、に開かれてですね、それで、議会では多数で上がったと。でも、結果は全く違うことになったわけですよ。だから、その結果を踏まえるなら、いや、上げたり下げたりしたくないって、こうおっしゃるけれども、高いままでね、高いままでやるやり方っていうのはいかがなものかと。ましてや、町のほうの間違ったというか、結果として、間違えて、上げ過ぎたということになってるわけじゃないですか。だから、その説明、住民に全くしないでですね、もうちょっと、しばらく我慢してよっていうようなやり方がね、果たして住民の信頼を得られるのかどうか。毎年上げたり下げたり、そら、大きく上がったり下がったり、混乱招くかもわかりませんが、でも、払うほうは、できるだけ正確な税率でですね、事業としても成り立つ正確な税率で支払いたい、やっぱりそれが大事だと思うんですね。だから、こういう説明でそうなる予想したけども、予想どおりならなかったんであればですね、予想と違った点については引き下げるっていうのは、私は、当局としては当然のことだというふうに思うんですよ。そこ抜きにですね、単に、県のほうが中間の3年で見直しするから、それまでは様子見たいとかね、様子見てる間も国保税払わなあかんわけですよ。だから、そこはやっぱりしっかり考えるべきだというふうに思うんで。

それと、町のほうはかたくなな態度をとっておられますけれどもね、本来、住民の暮らしを守るという点でいえば、さっきも言ったように、当然余ったお金、余ったっていうのは変な言い方ですけども、結果として、取り過ぎたということになるわけですから、その分は早く返すというのが、人もかわるわけですからね、毎年、やっぱりそれが大事ではないかというふうに私は思っておりますので、ここはやっぱり二元代表制の一つとして、議会のほうがですね、きちっとすべきだという立場から、今回の議案も提出させていただいたと、こういうことであります。

○委員長（井戸太郎）

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（井戸太郎）

ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。山本委員。

○委員（山本隆史）

発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論させていただきます。

国民健康保険法第82条2に基づき、平成30年度から県単一化での財政運営の責任主体が県となったことで、平成29年度までの町単独の運営と大きく変わり、県全体の医療費をもとに、納付金として各市町村への分配方式となり、納付金に見合った保険税の賦課と、制度そのものが半世紀ぶりに変わったものであります。

新年度予算総括審議で、3,000万円の引き下げが可能かどうかの質問では、健康保険課長が述べられたように、特別交付金にはさじかげんもあり、ここで引き下げると人間ドックなどの保健事業が継続できなくなる可能性があることから、今後の県の医療水準も見ながら、平成33年度の間年度の見直しが行われるまでの税率改正は時期尚早と考え、余力を持った健全財政運営を目指すべきことから、反対といたします。

○委員長（井戸太郎）

ございませんか。稲月委員。

○委員（稲月敏子）

国民健康保険税の一部を改正する条例については賛成の立場で討論をいたします。

1. 6倍、それ以上に引き上げられた国保税です。前岩崎町長は、先ほども山口議員のほうから、提案者のほうからも説明がありましたけれども、29年の国保会計を単年度でとにかく赤字にしたくない、そのために、被保険者の皆さんにはお願いをして、説明会でね、本当にお願いをして、お願いをして、引き上げられたわけでありまして、黒字にするために引き上げるのではないとはっきりおっしゃいました。そういうことを説明会でね、何度も何度もおっしゃったということが、大変私は印象に残っております。しかし、先ほどからも言われているように、結果は違ったわけですね、もう既に3,000万円の黒字と29年度になりました。そして、その後、県の単一化が始まり、県に納める納付金も、ことしについては昨年よりも引き下がると、30年度は決算見込みで1,269万円もの黒字になったことが判明をしております。そういう結果が出ている。

日々、被保険者の方たちは生活をしているわけで、33年までは様子を見たいというふうなことをおっしゃっていますけれども、その間、ずっと毎日毎日

生活をしているわけで、苦しい思いをされている、そんな中での住民の生活を考えるならば、当然引き下げるといのが当たり前ではないかというふうに、私自身は強く思っております。

岩崎町長がおっしゃって、やられた決断だったわけですがけれども、結果を見て、やっぱり判断をするのは今の町政であるわけで、住民の生活、住民の思いに立つならば、引き下げを決断すべきだ、この提案については、至極当然のことだというふうに受けとめております。

今回の提案は、3,000万円分を使って引き下げをする、これは十分やれることであり、それをしたとしてもね、まだ県下では唯一の所得割10%を超える料率、こういう内容になっています。一覧表を見たら、平群だけですよね。もうそれで非常にショックを受けるわけですがけれども、そんな高い料率、それから、きのうも言いましたけれども、均等割にしても県下一高い、これで、やっぱり低所得者の方、多子世帯の方たち、大きな負担を強いられてるわけで、これで国保税を納入できない、未納になった場合については、保険証の取り上げなどね、いろんな制裁を受けるわけで、それでもって、住民の健康を破壊をしていく、命までとられてしまうかもしれないというような状況までね、今は起こってないですけどね、つくっていくということを考えたら、本当に一日も早く引き下げをすることが必要だというふうに思っています。

そして、また、こんなに高い国保税の町にやっぱり住みたいとは思わないですね。いろんな施策、確かに高校卒業までの医療費の無料化など、頑張ってやっていた部分があります。しかし、そこを考えてもね、やっぱりこれだけの高い国保税をわざわざ払って、ここに住みたいというふうに思われない、そして、住んでも、もうちょっと安いところに、はっきり、私の知り合いの中でも、よそにかわっていかれた方がいらっしゃるわけですよ。そうやって、この高い国保税が原因で、やっぱり人口減少、ストップさせるどころか、加速をさせていくような要因にもなっています。近隣の三郷や斑鳩なんかにはやっぱり移住されているということも、現状もつくっていることでもあります。ぜひとも、まちづくりの観点も含めてね、やっぱり考えていかないかんといいところも含めて、今回のこの引き下げの国民健康保険税の条例の一部改正をする条例については賛成をいたします。

○委員長（井戸太郎）

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（井戸太郎）

ないようですので、これより発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○委員長（井戸太郎）

可否同数と認めます。

委員長は、委員会条例第15条の規定により、委員長が本案に対して採決いたします。

想定外のことで、では、いきます。発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長は、可決と採決いたします。よって、発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

それでは、閉会に当たりまして御挨拶申し上げます。

文教厚生委員会の委員の皆様には、慎重審査いただき、ありがとうございました。本日はどうもお疲れさまでした。

○委員長（井戸太郎）

慎重審査いただきまして、ありがとうございました。

本日の文教厚生委員会をこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午前10時17分）